

○財務省告示第七十六号

中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和六年四月財務省告示第百十九号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二日

財務大臣 加藤 勝信

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第八五四五・一一号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。以下「黒

鉛電極」という。）

(二) 特徴 円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

令和七年七月三日から令和十二年七月二日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

黒鉛電極

(二) 調査対象貨物の供給者（調査当局が知り得た供給者）

(1) 方大炭素新材料科技股份有限公司（以下「方大」という。）

(2) 吉林炭素有限公司

- (3) 遼寧丹炭科技集團有限公司（以下「遼寧」という。）
- (4) 介休市志堯炭素有限公司
- (5) 大同宇林德黑鉛新材料股份有限公司
- (6) 河南紅旗渠新材料有限公司
- (7) 焦作市中州炭素有限公司
- (8) 開封平煤新型炭材料科技有限公司
- (9) 遼寧鑫瑞黑鉛新材料有限公司
- (10) 靈石縣揚帆炭素科技有限公司
- (11) 南通揚子炭素股份有限公司
- (12) 山西鑫賢炭素材料科技有限公司
- (13) 昇瑞能源科技有限公司
- (14) 四川廣漢士達炭素股份有限公司
- (15) 四川昭鋼炭素有限公司

- (16) 烏蘭察布市福興炭素有限公司
- (17) 烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司
- (18) 遼寧鴻達電炭有限公司
- (19) 宝方炭材料科技有限公司
- (20) 吉林炭素新素材有限公司
- (21) 旭日精密炭素（大連）有限公司（以下「旭日」という。）
- (22) 京海商事（上海）貿易有限公司
- (23) 山東旭日石墨新材料科技有限公司（以下「山東」という。）
- (24) 中建材国際貿易有限公司
- (25) 撫順金利石化炭素有限公司
- (26) 大連邦誼石墨材料有限公司
- (27) 嘉隆新材料有限公司
- (28) 河北瑞通炭素股份有限公司

- (29) 江蘇江龍新能源科技有限公司
- (30) 合肥炭素有限責任公司（以下「合肥」という。）
- (31) 吉林炭素進出口有限公司
- (32) 吉蒙炭素有限責任公司
- (33) 山西聚賢黑鉛新材料有限公司
- (34) Sojitz JECT (Qingdao) Co., Ltd.
- (35) 江蘇江龍新材料科技有限公司
- (36) 大連西姆晶正貿易有限公司
- (37) QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.
- (38) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT
- (39) 大連藍艦科技有限公司
- (40) 大連精芸炭素有限公司
- (41) 江蘇智晏國際貿易有限公司

(42) 吉林市松江炭素進出口有限公司

(43) 北京国鋼国際貿易有限公司

(44) 河南高碩新材料科技有限公司

(45) 南宮市聚純炭素有限公司

(46) 山西西姆東海炭素材料有限公司

(47) 松江市吉林炭素有限責任公司

(48) 撫順市東方碳素有限公司

(49) 興和県木子炭素有限責任公司

(50) 大同特殊鋼（上海）有限公司

(51) 眉山市達新材料有限公司

(52) 遼寧丹炭新材料有限公司（以下「遼寧新材料」という。）

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和四年十月一日から令和五年九月三十

日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成三十年一月一日から令和五年九月三十日まで

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられ

る調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、二十一者から調査に協力するとの回答の提出があったが、当該回答を提出した供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、当該供給者に対しサンプリング通知を送付した。当該サンプリング通知の回答等を適切に提出した供給者十七者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出の量が上位と考えられる合肥、遼寧及び旭日をサンプリングによる調査対象者（当該三者を以下「サンプリング調査対象者」という。）として選定した。なお、合肥の関連企業である方大、遼寧の関連企業である遼寧新材料及び旭日の関連企業である山東については、それぞれ経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額の

算出に当たって、それぞれ同一の事業体とみなすこととした。また、調査に協力するとの回答の提出があった者のうち生産者十五者からサンプリング調査対象者及びその関連企業を除く九者（当該九者を以下「サンプリング調査非対象者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た供給者のうち調査に協力するとの回答の提出があった者以外の者（以下「非協力者」という。）については、回答の提出がなかったことから、調査に協力しなかったと認められた。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に質問状等を送付したところ、当該供給者が市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたとは認められなかった。このため、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、合肥（関連企業である方大を含む。以下同じ。）については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、現地調査で正確性を検証することができたものを用いることとした。一方、遼寧（関連企業である遼寧新材料を含む。以下同じ。）

及び旭日（関連企業である山東を含む。以下同じ。）については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかつたことから、知ることができた事実として合肥から提出された証拠等であつて調査当局がその正確性を確認することができたものを用いることとした。

二 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、合肥を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については百四・六一パーセントであつた。サンプリング調査非対象者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、合肥の不当廉売差額率と同率を適用した。遼寧、旭日、非協力者及び調査当局が知り得なかつた中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、合肥の不当廉売差額率と同率を適用した。

ホ 結論

以上から、中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

(五) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一) 不当廉売関税を課する貨物

中国を原産地とする黒鉛電極のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(一) 中国を原産地とする黒鉛電極の不当廉売関税の税率

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）による改正後の黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）において定める不当廉売関税の税率については、四(四)二における黒鉛電極の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(二) 調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表

生産者	税率
方大炭素新材料科技股份有限公司	九十五・二%
吉林炭素有限公司	九十五・二%
遼寧丹炭科技集団有限公司	九十五・二%
介休市志堯炭素有限公司	九十五・二%
大同宇林德黒鉛新材料股份有限公司	九十五・二%
河南紅旗渠新材料有限公司	九十五・二%
焦作市中州炭素有限公司	九十五・二%

開封平煤新型炭材料科技有限公司	九十五·二%
遼寧鑫瑞黑鉛新材料有限公司	九十五·二%
靈石鼎揚帆炭素科技有限公司	九十五·二%
南通揚子炭素股份有限公司	九十五·二%
山西鑫賢炭素材料科技有限公司	九十五·二%
昇瑞能源科技有限公司	九十五·二%
四川廣漢士達炭素股份有限公司	九十五·二%
四川昭鋼炭素有限公司	九十五·二%
烏蘭察布市福興炭素有限公司	九十五·二%
烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司	九十五·二%
遼寧鴻達電炭有限公司	九十五·二%
寶方炭材料科技有限公司	九十五·二%
吉林炭素新素材有限公司	九十五·二%

旭日精密炭素（大連）有限公司	九十五・二%
山東旭日石墨新材料科技有限公司	九十五・二%
撫順金利石化炭素有限公司	九十五・二%
大連邦誼石墨材料有限公司	九十五・二%
嘉隆新材料有限公司	九十五・二%
河北瑞通炭素股份有限公司	九十五・二%
江蘇江龍新能源科技有限公司	九十五・二%
合肥炭素有限責任公司	九十五・二%
吉蒙炭素有限責任公司	九十五・二%
山西聚賢黑鉛新材料有限公司	九十五・二%
江蘇江龍新材料科技有限公司	九十五・二%
大連西姆晶正貿易有限公司	九十五・二%
QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.	九十五・二%

SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT

大連藍艦科技有限公司

九十五·二%

大連精芸炭素有限公司

九十五·二%

吉林市松江炭素進出口有限公司

九十五·二%

北京國鋼國際貿易有限公司

九十五·二%

河南高碩新材料科技有限公司

九十五·二%

南宮市聚純炭素有限公司

九十五·二%

山西西姆東海炭素材料有限公司

九十五·二%

松江市吉林炭素有限責任公司

九十五·二%

撫順市東方碳素有限公司

九十五·二%

興和鼎木子炭素有限責任公司

九十五·二%

眉山士達新材料有限公司

九十五·二%

遼寧丹炭新材料有限公司

九十五·二%

その他の者

九十五・二%